

寝屋川モデル「いじめゼロ」に向けたアプローチ

寝屋川市 危機管理部 監察課

寝屋川市の「3段階アプローチ」

寝屋川市では、先生方を中心とした学校現場でのいじめ対応を「教育的アプローチ」と定義し、加えて、市長部局監察課による「行政的アプローチ」、弁護士等による「法的アプローチ」という3段階のアプローチを用意しています。

	主 体	対象の概念	目 的
第1段階 教育的 アプローチ	・学 校 ・教育委員会	教育・指導の対象としての児童	人間関係の再構築
第2段階 行政的 アプローチ	市 役 所 監 察 課	被害児童・加害児童 の概念を用いた対応	事態の早期收拾
第3段階 法 的 アプローチ	・弁護士 ・警 察 ・裁判所	法的手続の当事者 (原告・被告等)	・責任の追及 ・損害の回復

POINT

以前から行われている学校現場のいじめ対応では、教育的な指導による人間関係の再構築を目的とするため、中には解決まで時間を要し、深刻化するケースもあります。

そこで寝屋川市では、いじめ問題を市民の人権問題として捉え、教育委員会とは異なる第三者的な立場から対応します。「被害児童・生徒」「加害児童・生徒」の概念を用い、いじめ問題の即時停止を目的として、1か月以内という短期間で事案へ対応しています。

法的アプローチでは、被害者による警察への告訴、民事での訴訟を行うルートとして、刑事・民事事件に関する法的な手続を支援するため、その費用を市が補助する制度を設けています。

寝屋川市で発生したいじめの傾向

● 学年について ●

寝屋川市では、小学校高学年頃からいじめの認知件数が増加し始め、**中学1年生をピーク**としてその後減少していく傾向にあります。

● 関係する人数について ●

小学校高学年や中学生では、被害者1人に対し、**加害者が複数**関わるいじめの発生割合が高い傾向にあります。

いじめ事案に対する監察課の対応例

いじめ通報促進チラシからの相談の場合



<相談>

被害者本人から、「自身の容姿についてからかわれて学校に行きづらい」という相談があった。



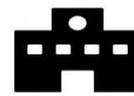
<調査①>

学校にて、被害者に聴き取りを行い、いじめの行為を確認。被害者本人の意向を聴き取る。



<調査②>

被害者の希望を確認し監察課から加害者に対して、いじめの停止に向けた働きかけを行う。



<見守り>

学校を訪問し、被害者の登校状況及び学校生活の様子を確認するとともに、普段の様子は担任等が学校での見守りを続けている。

POINT

いじめの内容は、学年が上がるごとに保護者や教職員の目が届きにくくなる傾向にあります。最近では中学生のみならず、小学生でも SNS などを使ったインターネット上でのいじめ事案が増加しています。

インターネット上でのいじめ事案の例として、「オンラインゲーム内での悪口や暴言」「SNS (LINE グループ等) での仲間外れ」「クラスメイトの画像等を許可なく拡散する」などが挙げられます。

監察課に直接いじめの通報・相談があったときは、監察課が被害児童・生徒、加害児童・生徒、教員、保護者等に直接関与して調査・対応を行います。早期にいじめの事実確認を行い、加害者へいじめ停止に向けた働きかけ等を行うことで、1か月以内のいじめの停止を図っています。

「いじめ通報促進チラシ」を始めとした、さまざまな相談方法を用意することで、積極的な情報収集を図っています。

いじめの情報提供に御協力をお願いします！

監察課では、様々なツールを用いて積極的に情報収集をおこなっており、令和6年度には、**186**件の通報・相談が直接監察課に届いています。

いじめ通報促進チラシ

対応件数

63 件

市内の小中学生に
毎月1回配布しています！
保護者の方からの
通報も受け付けます。

フリーダイヤル

対応件数

52 件

午前9時00分～午後5時30分
※月曜日から金曜日（祝日除く）
TEL 0120-7830-66

市公式アプリ

対応件数

17 件

市公式のもっと寝屋川アプリから
24時間いつでも通報が可能。

メール

対応件数

15 件

メールアドレス：
kansatsu@city.neyagawa.
osaka.jp

LINE

対応件数

1 件

QRコードを読み取り、
画面に従って選択・入力。



※その他、来庁等による相談もございました。

監察課職員による子どもたちとの対話

監察課×子どもたち
“顔が見える”
関係を築く

いじめゼロに向けた新アプローチ



いじめ通報促進チラシ



監察課がみなさんの学校にお伺いして、いじめの解決に向けて取り組んでいることや効果などをお話しし、みなさんの疑問にお答えします。

『監察課』ってどんなところ？
—— 監察課と話をしよう！ ——

対象：市立小学校の3年生・6年生

日程：令和7年6月～（暴力防止プログラム(CAP)の中で実施)